

枚方市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

制定 平成 29 年 3 月 28 日枚方市要綱第 15 号
最終改正 令和 3 年 12 月 28 日枚方市要綱第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 事業は、法第 115 条の 45 第 1 項に規定する目的のほか、介護保険の被保険者の日常生活の支援のために地域の人材や社会資源を活用した多様なサービスを提供することにより、地域における介護予防の取組みの充実並びに地域住民の活動及び交流の促進を図ることを目的として、実施する。

(事業の種類)

第 3 条 事業の種類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業 次に掲げるもの

- イ 予防訪問事業
- ロ 生活援助訪問事業
- ハ 活動移動支援事業
- ニ 通院等移動支援事業

(2) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業 次に掲げるもの

- イ 予防通所事業
- ロ 教室型通所事業

(3) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ハに規定する第 1 号生活支援事業 次に掲げるもの

- イ リハ職訪問通所指導事業
- ロ リハ職行為評価事業
- ハ 栄養士派遣指導事業
- ニ 在宅生活における生活行為の自立支援に係るモデル事業

(4) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業 介護予防ケアマネジメント事業

(5) 法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する事業 次に掲げるもの

- イ 介護予防把握事業
- ロ 介護予防普及啓発事業
- ハ 地域介護予防活動支援事業
- ニ 地域リハビリテーション活動支援事業
- ホ 一般介護予防事業評価事業

(第1号事業の対象者)

第4条 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者

(2) 法第19条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）を受けていた者であつて、第1号事業の対象者であることの確認（以下「確認」という。）を受けたもの（市長が必要と認める者に限る。）

(3) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者であつて、法第19条第1項に規定する要介護認定による法第18条第1号に規定する介護給付に係る法第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス及び同条第26項に規定する施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第3条第1号ハのサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に同号ハのサービスを受けるもの（市長が必要と認める者に限る。）

2 確認を受けようとする者は、所定の申込書を、要支援認定の有効期間の満了の日までに、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、確認をするものとする。

4 確認の有効期限は、確認の初日から起算して2年を経過した日の属する月の前月の末日までの日において市長が指定する日とする。

(確認の取消し)

第5条 市長は、確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該確認を取り消すことがある。

(1) 第1号事業の利用を要しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により確認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、第1号事業を利用することが不適當であるとき。

(第1号事業支給費に係る費用の支給等)

第6条 市長は、法第61条及び第61条の2の規定に準じて、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用であつて法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）に係るものを支給するものとする。

2 市長は、法第4章第6節の規定に準じて、第1号事業支給費の支給の制限等を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則[令和3年12月28日枚方市要綱第67号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第2号の規定は、この要綱の施行の日以後にあった同条第2項の規定による申込みについて適用し、同日前にあった改正前の第4条第2項の規定による申込みについてについては、なお従前の例による。